# 東広島市農業委員会令和4年9月(第9回)総会議事録

1 開催日時 令和4年9月29日(木) 午前10時00分から10時47分まで

2 開催場所 東広島市役所本館3階 303会議室

3 出席委員 19人

## 本議席番号順

番号	氏 名	番号	氏	名	番号	氏 名
1	三見昌嗣	2	木 原	省五	3	清 水 壽 昭
4	窪田 恒治	5	台川	洋 子	7	岡土居 正 弘
9	大月 みどり	10	岡本	義則	12	荒 谷 義 憲
13	住 井 正美	15	原	茂 正	16	吉高 信夫
17	長 原 毅	18	在間	輝 昭	19	仲 伏 英 雄
20	杉 本 源 藏	21	脇坂	俊之	23	古川 みどり
24	土 井 浩 文					

### 4 欠席委員 4人

番号	氏 名	番号	氏 名	番号	氏 名
6	小倉 亜紗美	8	古本啓之	11	黒川 克輝
22	髙尾 昭臣				

- 5 傍聴人 なし
- 6 議事録署名者

議長(会長) 3番 清水 壽昭 委員 4番 窪田 恒治 委員

- 7 次第
- (1) 開会
- (2) 議事録署名者指名
- (3) 会期の決定
- (4) 議案

議案第49号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の 決定について 議案第50号 農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について

議案第51号 農地法第4条の規定による許可申請について 議案第52号 農地法第5条の規定による許可申請について

### (5) 報告

報告第29号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の専決処分について

報告第30号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の専決処分について

報告第31号 法務局からの農地の転用事実に関する照会に対する回答について

報告第32号 農地転用(農業用施設)届出の受理について

報告第33号 農地利用状況調査による非農地判断の専決処分について

### (6) 閉会

#### 8 出席者

(農業委員会事務局職員)

事務局長 本 越 秀 己 局長補佐 大下宏治 定井芳紀 局長補佐 農地保全係主査 合 原 茂 宏 農地係主査 和田 麻依子 農地係主任 豊田 宏 農地保全係一般事務員 西田直子

### (農業委員会事務局以外の職員)

産業部農林水産課担い手支援係主査 﨑 里 恵

議長	それでは、これより9月総会を開催いたします。
	これからは着席の上、議事進行を行います。
	在任委員数23人中19名の出席をいただいておりますので、農業委員会等に関する法律第
	27条第3項の規定に基づく定数に達しており、会議が成立しております。
	次に、日程第1の議事録署名者を指名いたします。
	東広島市農業委員会会議規則第34条第2項の規定により、3番清水委員さん、4番窪田委
	員さんを指名いたします。
	次に、日程第2の会期の決定についてお諮りいたします。
	会期は、令和4年9月29日、1日限りとしてよろしいでしょうか。
	< 異議なし >
議長	ありがとうございます。
	それでは、令和4年9月29日、1日限りといたします。
	これより日程第3の議案審議に入ります。
	まず、議案第49号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計
	画の決定について」を上程いたします。
	なお、この案件は東広島市から意見を求められているため、計画内容については農林水産
	課より説明をいただき、個々の内容の質問については農業委員会へ事務委任されているた
	め、事務局から答弁をいたします。
	それでは、農林水産課から説明をお願いいたします。
﨑 里 主 査	私から、総会議案第49号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用
	集積計画の決定について」説明をさせていただきます。
	資料をご覧ください。
	今回議案として提出しております農用地利用集積計画は、所有権の移転に係るもので、件
	数は5件、面積は13,862.0㎡となっております。詳細につきましては、資料をご覧いただき
	たいと思います。
	なお、今回の農用地利用集積計画につきましては、本日の総会でご決定をいただきました
	ら、10月5日付で公告することとしております。
	説明は以上でございます。よろしくお願いします。
議長	ただいま農林水産課からの説明がありました。
	これより質疑に入ります。
	ご質問、ご意見がございましたら発言をお願いします。
~24.	< なし >
議長	ないようですので、これより採決に入ります。
	議案第49号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決
	定について」、異議のない旨、東広島市長へ回答することに賛成の方の挙手を求めます。
	< 全員举手 >
議長	全員賛成ですので、議案第49号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用
	地利用集積計画の決定について」は、異議のない旨、東広島市長へ回答することに決定をい
	たします。
	農林水産課の﨑里さん、ありがとうございました。退席をお願いします。
* F	< 﨑里主査、退室 >
議長	次に、議案第50号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」を上程
	いたします。
曲田子は	事務局の説明を求めます。
豊田主任	それでは、総会議案の2ページをご覧ください。
	議案第50号についてご説明いたします。 今日は7件の中誌がちりました。内部は4ページに記載のしなりでございます。
	今月は7件の申請がありました。内訳は4ページに記載のとおりでございます。 内容については、座って説明されていただきます。
	内容については、座って説明させていただきます。 113-1 でございます。
	公用廃止のため、所有権を移転するものです。受人には3人の労働力があり、必要な農機

豊田主任	具も保有されております。
	続いて、114-2でございます。
	贈与のため、既に耕作中の申請地を含めて所有権を移転するものでございます。受人には
	2人の労働力があり、必要な農機具も保有されております。
	続いて、115-3でございます。
	経営地隣で耕作便利のため、所有権を移転するものです。受人には3人の労働力があり、
	必要な農機具も保有されております。
	続いて、116-4でございます。
	経営地隣で耕作便利のため、所有権を移転するものです。受人には2人の労働力があり、
	必要な農機具も保有されております。
	続いて、117-5でございます。
	経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。受人には2人の労働力があり、必要な
	農機具も保有されております。
	続いて、118-6でございます。
	経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。受人には3人の労働力があり、必要な
	農機具も保有されております。
	続いて、119-7でございます。
	経営地隣で耕作便利のため、所有権を移転するものでございます。受人には2人の労働力
	があり、必要な農機具も保有されております。
	以上、7件の申請につきましては、周辺地域における効率的、総合的な利用の確保に支障
	を生じるおそれがないと判断しております。
	説明は以上でございます。
* 目	
議長	ただいま事務局から説明がありました。
	担当の委員さんから必要性があれば補足説明をお願いいたします。
	< なし >
議長	ないようですので、これより質疑に入ります。
	ご意見等がございましたら発言をお願いいたします。
	< なし >
議長	ないようですので、これより採決に入ります。
	議案第50号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」、許可する
	ことに賛成の方の挙手を求めます。
	< 全員挙手 >
議長	全員賛成ですので、議案第50号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定につ
, prix	いて」は、許可することに決定をいたします。
	次に、議案第51号「農地法第4条の規定による許可申請について」を上程いたします。
	事務局の説明を求めます。
+ 7	議案の5ページをお願いいたします。
大下	
局長補佐	議案第51号「農地法第4条の規定による許可申請について」でございます。
	座って説明をさせていただきます。
	6ページをお願いいたします。
	1 今日は9件の田譲がとさいました
	今月は2件の申請がございました。
	申請番号32−1は、●●における共同住宅及び駐車場への転用事案でございます。
	申請番号32-1は、●●における共同住宅及び駐車場への転用事案でございます。 申請地は、●●の西約700mに位置する第1種農地で、申請人は近隣にお住まいの方でご
	申請番号32-1は、●●における共同住宅及び駐車場への転用事案でございます。 申請地は、●●の西約700mに位置する第1種農地で、申請人は近隣にお住まいの方でご ざいます。申請人は複数所有する農地の有効活用を図るため、申請地を共同住宅として経営
	申請番号32-1は、●●における共同住宅及び駐車場への転用事案でございます。 申請地は、●●の西約700mに位置する第1種農地で、申請人は近隣にお住まいの方でご
	申請番号32-1は、●●における共同住宅及び駐車場への転用事案でございます。 申請地は、●●の西約700mに位置する第1種農地で、申請人は近隣にお住まいの方でご ざいます。申請人は複数所有する農地の有効活用を図るため、申請地を共同住宅として経営
	申請番号32-1は、●●における共同住宅及び駐車場への転用事案でございます。 申請地は、●●の西約700mに位置する第1種農地で、申請人は近隣にお住まいの方でご ざいます。申請人は複数所有する農地の有効活用を図るため、申請地を共同住宅として経営 することとし、転用許可申請をされたものでございます。この申請地は、土地改良事業施行
	申請番号32-1は、●●における共同住宅及び駐車場への転用事案でございます。 申請地は、●●の西約700mに位置する第1種農地で、申請人は近隣にお住まいの方でご ざいます。申請人は複数所有する農地の有効活用を図るため、申請地を共同住宅として経営 することとし、転用許可申請をされたものでございます。この申請地は、土地改良事業施行 区域内にある第1種農地で、本件は農地法施行規則第33条第4号に規定する住宅その他申請 に係る土地の周辺において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設
	申請番号32-1は、●●における共同住宅及び駐車場への転用事案でございます。申請地は、●●の西約700mに位置する第1種農地で、申請人は近隣にお住まいの方でございます。申請人は複数所有する農地の有効活用を図るため、申請地を共同住宅として経営することとし、転用許可申請をされたものでございます。この申請地は、土地改良事業施行区域内にある第1種農地で、本件は農地法施行規則第33条第4号に規定する住宅その他申請に係る土地の周辺において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものとして、第1種農地の不許可の例外に該当するものでございます。なお、申請
	申請番号32-1は、●●における共同住宅及び駐車場への転用事案でございます。申請地は、●●の西約700mに位置する第1種農地で、申請人は近隣にお住まいの方でございます。申請人は複数所有する農地の有効活用を図るため、申請地を共同住宅として経営することとし、転用許可申請をされたものでございます。この申請地は、土地改良事業施行区域内にある第1種農地で、本件は農地法施行規則第33条第4号に規定する住宅その他申請に係る土地の周辺において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものとして、第1種農地の不許可の例外に該当するものでございます。なお、申請地は農振農用地から除外見込みであり、都市計画法による開発許可につきましては担当部局
	申請番号32-1は、●●における共同住宅及び駐車場への転用事案でございます。申請地は、●●の西約700mに位置する第1種農地で、申請人は近隣にお住まいの方でございます。申請人は複数所有する農地の有効活用を図るため、申請地を共同住宅として経営することとし、転用許可申請をされたものでございます。この申請地は、土地改良事業施行区域内にある第1種農地で、本件は農地法施行規則第33条第4号に規定する住宅その他申請に係る土地の周辺において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものとして、第1種農地の不許可の例外に該当するものでございます。なお、申請

大 下	申請地は、●●の南約300mに位置する農用地区域内の農地で、申請人は隣地にお住まい
局長補佐	の方でございます。現在、管理があまり行き届いていない農地に市内からの建設残土を搬入
	し、畑に改良してブルーベリーを栽培するため、一時転用許可申請をされたものでございま
	す。申請地は、農業振興地域整備計画における農用地区域内の農地であり、本件は農地法施
	行令第4条第1項第1号イに規定する仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するため
	に行うものとして、農用地区域内農地の不許可の例外に該当するものでございます。
	以上の2件につきまして、事業規模から見て適切な転用面積であり、周辺の営農条件に支
	障を生じるおそれがないと認められることなどから、本議案を提出するものでございます。   なお、農振農用地及び第1種農地における転用は、広島県農業委員会ネットワーク機構に
	意見を聴取することとされております。今月分はこの2件を意見聴取し、異議がなければ許
	可をするものでございます。
	説明は以上でございます。
議長	ただいま事務局から説明がありました。
	担当地区の委員さんで必要があれば補足説明をお願いいたします。
	< なし >
議長	ないようですので、質疑に入ります。
A 11. 7. 11	ご質問、ご意見がございましたら発言をお願いいたします。
住井委員	13番住井です。33-2で、写真を見るのに埋めてからブルーベリーを植えにゃあいけんのん、これで。一段高いように見えるんじゃが、どう、現地を見とるじゃろ。埋め土をしたら
	ん、これで。一枝高いように見えるんしゃか、とう、現地を見とるしゃろ。埋め工をしたら     ほかの田へ迷惑かかるんじゃなあん、これ。
荒谷委員	あぜの高さまでやるんじゃないんか。
住井委員	あぜの高さというて、あぜをめぎゃあ済むことじゃろ、これ。客土する必要ある、これ。
荒谷委員	ほうよのう。
住井委員	よそのことじゃけん。
荒谷委員	高うなるよのう。
住井委員	今でも一段高かろう。
吉高委員	大きな鉢に植えてるっていうのが結構ありますよね。ごめんなさい、16番吉高です。
議長	ちょっと今、住井委員さんから言うて、事務局のほうで回答する。
住井委員	回答はないん。
大 下	現地を見ましたけども、ちょっと分かりづらいんですが、土を入れるということで、端のほこいのは、またがは、ためになった。
局長補佐	うはのり面を設けて崩れたりしないようにということで出てはおりますし、ちょっと写真で
	は分かりづらいんですが、若干低くて、ここはちょっと面なんですが、こっちのほうが高い 状況です。ここはちょっとこっちのほうが高い、ここに道路がありまして、この方の所有な
	秋祝です。ここはらようとこうらのはケが高い、ここに追路がありよして、この方の所有は     んですけども、周辺の農地に営農条件に支障が生じないようにしますというような計画で
	は、一応出ております。
議長	よろしいですか、住井委員さん。
住井委員	はいはい。
議長	吉高委員さん、どうぞ。
吉高委員	いや、いいであれば。
住井委員	いやいや、ようなあんじゃが、これ雨が降ったら下へ落ちるで、これ。もうちいと見るとき
1 2 2 B	に指導をしたほうがええんじゃなあん、こんぎゃあなことしようたら。
吉高委員	テレビでブルーベリーの畑を見るのには、大きな鉢に。
議 長 吉高委員	ちょっと聞こえんのんですが。 ごめんなさい。テレビで見る場合、大きな鉢に植えて置いてあるっていうのが結構見ますよ
日 同 安 貝	こめんなさい。テレビで見る場合、入さな鉢に他えて直いてめるっていりのか結構見ますよ     ね。だから、私はここが今担当地区なんですけど、そういう形でされるんかなってことで見
	ね。たがり、私はここが「担当地区なんとすりと、そういう形とされるんがなりとことと先  たんですけど。
	ただ、言われるように土を盛るとその水がっていうふうな、排水関係はどうなるんかとい
	うとこまではちょっと頭が回らなかった感じですので。
	以上です。
住井委員	いいです。

議長	ほかにはないですね。
住井委員	やりたい放題じゃの。要りゃあへんわ、これ。
14 开 安 貝	く なし >
* E	
議長	ご意見がないようですので、それでは採決に入ります。
	議案第51号「農地法第4条の規定による許可申請について」は、いずれも広島県農業委員
	会ネットワーク機構の意見聴取の対象となっておりますので、許可意見を付して意見聴取し、スの同僚が許可されることに思議されておりますので、許可意見を付して意見聴取し、スの同僚が許可されている。
	し、その回答が許可されることに異議ありませんということであれば許可することに賛成の
	方の挙手を求めます。
議長	全員賛成ですので、議案第51号「農地法第4条の規定による許可申請について」は、許可意
	見を付して広島県農業委員会ネットワーク機構に意見聴取の上、その回答が許可されること
	に異議ありませんということであれば許可することに決定をいたします。
	次に、議案第52号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程いたします。
	事務局の説明を求めます。
和田主査	総会議案の7ページをご覧ください。
	議案第52号について説明いたします。
	初めに、議案の差し替えをお願いいたします。
	本日お配りした1枚の資料で、ページ番号9、10、と両面印刷されているものをご覧くだ
	さい。
	次に、総会議案の9から11ページをご覧ください。
	議案番号133-6、134-7、135-8及び11ページの140-13について、昨日申請人より申
	請の取下げがございましたので、議案より削除させていただきました。資料の差し替えをお
	願いいたします。つきましては、今月の申請は10件となります。
	内容については、座って説明させていただきます。
	それでは、128-1 について説明します。
	残土処分場への一時転用事案です。
	申請地は、●●の西に位置する第2種農地です。受人は、●●に本店を置き、一般貨物自
	動車運送事業及び建築工事業等を営む会社です。この度、近隣の宅地造成工事に伴い、切土
	により生じた残土を本申請地に搬入することとし、令和4年10月31日まで残土処分場として
	一時転用しようとするものです。現況でございますが、農地法の許可を得ることなく、令和
	3年12月頃から残土を入れており、農地への復元もほぼ完了している状態で、完了後は果樹
	を植樹し、管理される予定でございます。着工後の申請となったことから始末書を添付さ
	れ、農地転用の手続を申請されております。 続いて、129-2について説明します。
	共同住宅及び駐車場への転用事案です。
	申請地は、●●の西に位置する第2種農地です。受人は、●●に本店を置き、総合建築業
	を営む会社です。この度近隣の大学へ通う学生向けのアパートを建築するため、申請地を転     用しようとするものです。なお、開発許可申請については、担当部局に提出されておりま
	用しようとするものです。なわ、開発計可申請については、担当部局に促出されてわりま   す。
	9。   続いて、130-3について説明します。
	資材置場及び駐車場への転用事案です。
	申請地は、●●の南東に位置する第2種農地です。受人は、●●に本店を置き、土木建築
	工事の設計、施工及び産業廃棄物の運搬、収集業務を営む会社です。この度、事業拡大に伴
	工事の政司、旭工及の産業廃棄物の建城、収業業務を含む云柱です。この反、事業拡入に円   い新たな資材置場が必要となったため、申請地を資材置場及び駐車場として転用しようとす
	「利にな真物直物が必要となりにため、中間地を真物直物及い紅草物として軽用しようとす    るものです。
	続いて、131-4について説明します。
	資材置場及び駐車場への転用事案です。
	申請地は、●●の北西に位置する第2種農地です。受人は、●●に本店を置き、土木建築
	工事の設計、施工を営む会社です。この度、●●の工事受注が増加し、新たな資材置場が必
	要となったため、申請地を資材置場及び駐車場として転用しようとするものです。
	続いて、132-5について説明します。
	残土処分場への一時転用事案です。
	/グエベリツ ツノ 門が/リサ木 いり。

#### 和田主査

受人は、●●に本店を置き、建設残土の運搬及び処理を行う会社です。本件は、令和3年7月16日付で許可となった案件について、事業計画に変更が生じ、申請地も併せて一体的に残土処分場として使用するため、この度事業計画変更承認申請とともに農地法第5条の許可申請書が提出されたものです。

申請地は、既存の処分場と併せて令和7年5月20日まで一時転用しようとするものです。なお、転用後はのり面部分となる場所を除き、牧草地として復元する計画です。申請地は、

●●の南西に位置し、●●地区として実施された農業公社牧場設置事業により整備された第1種農地です。本件は、農地法施行令第11条第1項第2号柱書、仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するものであって、当該利用の目的を達成する上で当該農地等を供することが必要であると認められる場合として、第1種農地の不許可の例外に該当します。なお、土砂埋立行為事前協議書については、担当部局に提出されております。

続いて、133-6について説明します。

太陽光発電設備への転用事案です。

申請地は、●●の東に位置する第2種農地です。受人は、●●に本店を置き、売電事業を 営む会社です。この度、売電を目的とした太陽光発電設備を設置するため、転用しようとす るものです。

続いて、134-7について説明します。

駐車場及び資材置場への転用事案です。

申請地は、●●の西に位置する集団農地内の第1種農地です。

受人は、●●に本店を置き、機械部品の製造、加工、販売業を営む会社です。現在、事業所の敷地内に資材及び従業員駐車場を置いておりますが、業務拡大により手狭となり、代表者の母の所有する本申請地に新たに駐車場及び資材置場を設置するため、転用しようとするものです。本件は、農地法施行規則第33条第4号住宅その他申請に係る土地の周辺地域において居住する者の日常生活上または業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものとして、第1種農地の不許可の例外に該当します。

続いて、135-8について説明します。

ドッグランへの転用事案です。

申請地は、●●の北東に位置する第2種農地です。

受人は、●●に居住されています。本案件は、令和4年6月29日付でドッグランとして許可を得た土地の隣接地で、1筆の中に貯水槽及び厩舎を設置されていた部分について分筆整理を行い、ドッグランの一部として整備するため、転用しようとするものです。

続いて、136-9について説明します。

店舗及び駐車場への転用事案です。

申請地は、●●の北に位置する第2種農地です。受人は、●●に本店を置き、不動産業を営む会社です。この度、事業拡大のため、支店となる店舗を建築するため、転用しようとするものです。なお、開発許可申請については、担当部局に提出されております。

続いて、137-10について説明します。

農業用施設への転用事案です。

申請地は、●●の南西に位置する第2種農地です。先ほど、議案第50号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」において許可されました議案番号118-6に関連いたします。受人は、申請地近隣に居住されています。この度、自宅からも近い農地を取得するに当たり、農地への用水を確保するため、用水用のため池をつくるため、本申請地を転用しようとするものです。なお、申請地については農地法の許可を得ることなく受人により既に掘削され、ため池となっております。そのため、始末書を添付され、この度の申請を提出されております。

以上、説明しました10件について、いずれも事業規模から見て適切な面積であり、周辺の営農条件に支障を生じるおそれがないと認められることから、許可要件を満たしていると考えます。なお、一体事業として30 a 以上の農地を転用する場合や第1種農地における転用は、広島県農業委員会ネットワーク機構に意見を聴取することとされており、今月は上程議案中、132-5、134-7を意見聴取いたします。

以上、ご審議をお願いいたします。

送 目 ただいよる	事効 P かと 説 明 必 * ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** **
	事務局から説明がありました。
	委員さんから必要性があれば補足説明をお願いいたします。 
	なし、>
	ですので、ご質問、ご意見がありましたらよろしくお願いします。どんなでしょう
か、ありる	
-	
, , ,	ですので、ご意見が。
	よ、採決に入ります。
	2号「農地法第5条の規定による許可申請について」のうち、132-5、134-7に
,	許可意見を付して広島県農業委員会ネットワーク機構に意見聴取の上、意見聴取
	午可されることに異議ありませんということであれば許可することに、また意見聴
	外については、本総会において許可することに賛成の方の挙手を求めます。
	<b>全員挙手</b> >
	ですので、議案第52号「農地法第5条の規定による許可申請について」のうち、
	ら134-7については、許可意見を付して、広島県農業委員会ネットワーク機構に
	り上、意見聴取の回答が許可されることに異議ありませんということであれば許可
	こ、また意見聴取の対象外については、許可することに決定をいたします。
	して、日程第4の報告に入ります。
	9号から報告第33号について、事務局の説明を求めます。
	料の報告をさせていただきます。
	F9月総会報告事項の資料をご覧ください。
	19号から報告第33号までは、東広島市農業委員会事務局規程第7条の規定に基づき
	事務局において専決処分をいたしました。そのうち、私から報告第29号から報告第
	こついてご報告をさせていただきます。
	ジをご覧ください。
	9号「農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の専決処分について」
でございる	
	ジをご覧ください。 アゼカスかけて典地法等4条ストで典地転甲尺は、ヘリハけ4件の尺川を受押いた。
	区域内における農地法第4条による農地転用届は、今月分は4件の届出を受理いた 内容につきましてはご覧のとおりでございます。
_	どをお願いいたします。
	ノをお願いいたします。 10号「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の専決処分について」
でございる	
	ょ <sub>う。</sub> ジから6ページをご覧ください。
	区域内における農地法第5条による農地転用届は、今月分は11件を受理いたしまし
	このきましてはご覧のとおりでございます。
	ジをご覧ください。
	7 をこ見くたさく。 11号「法務局からの農地の転用事実に関する照会に対する回答について」でござい
ます。	17 「四切所のうい展記の特別事人に関する無名に対する自音について」でこと
, ,	ジから10ページをご覧ください。
	からの農地の転用事実に関する照会は、今月分は15件の照会がございました。内容
	してはご覧のとおりでございます。
	ジをご覧ください。
	2号「農地転用届出の受理について」でございます。
	ジをご覧ください。
	夏届は、今月分は2件の届出で受理いたしました。内容につきましてはご覧のとお
りでござい	
	は以上でございます。
	私からは報告第33号についてご説明申し上げます。
	説明をさせていただきます。
	頁の13ページからになります。

定井局長補佐	これは、農地利用状況調査にて調査した結果、再生利用が困難な農地、非農地としてご報告いただいた農地につきまして、事務局において改めて現地確認をし、非農地として判断したものでございます。今回は、福富町上戸野の農地につきまして、14ページの下に掲載しておりますように、田10筆を非農地として判断するものでございます。 説明は以上でございます。
議長	日程5のその他に入ります。
	何かございませんか。
	< なし >
議長	ないようでしたら、委員の皆様方には長時間にわたり審議、誠にご苦労さまでした。
	それでは、大月会長職務代理者から次の総会について報告をお願いいたします。
大月会長	失礼いたします。次回10月総会は、10月31日月曜日午後2時ゼロ分から、市役所本館3階こ
職務代理者	の会場、303で予定しております。ご出席のほどよろしくお願いいたします。開催時間が午
	後2時からとなっておりますので、間違いのないようにお願いいたします。
議長	ありがとうございました。
	以上で9月総会を閉会いたします。皆さん、大変お疲れさまでした。

議事録署名者	議長	
議事録署名者	委員	
議事録署名者	委員	

議長(会長) 3番 清水 壽昭 委員 4番 窪田 恒治 委員